

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」

介護予防認知症対応型共同生活介護「日滝の家」利用約款

(約款の目的)

第1条 社会福祉法人睦会が運営する認知症対応型共同生活介護施設（以下「当施設」という）は、要支援2と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者の有する能力に応じて、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な施設介護サービスを提供します。一方、利用者及び利用者の身元引受人（連帯保証人）は、当施設に対し、その施設サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人（連帯保証人）に変更があった場合、又は、本約款「別紙1」及び「別紙2」の改正がされた場合は、新たに同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者は、本約款に基づく契約の有効期間中、この契約を解除することができます。但し、この場合、利用者は解除を希望する日の7日前までに施設に通知するものとします。

2 利用者が第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、施設が利用者の解除の意思を知った日をもって、本約款に基づく契約は解除されたものとします。

(当施設からのサービス提供停止・契約解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人（連帯保証人）に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく施設サービス利用の提供を停止することができます。

但し、第5条に定めた利用料金支払い義務については存続します。

- (1) 利用者が要介護認定において自立または要支援1と認定された場合。
- (2) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、入院加療を開始する等、施設への復帰の目処がたたないと判断された場合。
- (3) 利用者及び身元引受人（連帯保証人）が、本約款に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- (4) 利用者及び身元引受人（連帯保証人）、利用者の関係者等が、当施設の職員

又は他の入居者等に対する暴力行為等、並びに利用継続が困難となる程度の恫喝、誹謗中傷による人格否定、故意な支援拒否等、背信行為又は反社会的行為を行った場合。

- (5) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第5条 利用者は、当施設に対し、本約款に基づく施設サービスの対価として「別紙 2」に定める所定の料金体系に基づいて計算された合計額及び、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用料金の合計額を毎月 10 日までに請求します。利用者は、当施設に対し、その月の 27 日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは所定の領収書を発行します。
- 4 身元引受人（連帯保証人）は、利用者と連帯して、本約款から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 5 前項の負担の極度額は、160 万円とします。
- 6 身元引受人（連帯保証人）が負担する債務の元本は、利用者または身元引受人（連帯保証人）が死亡したときに、確定するものとします。
- 7 身元引受人（連帯保証人）の請求があったときは、当施設は身元引受人（連帯保証人）に対して、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務額等に関する情報を提供します。

(利用料金の変更)

- 第6条 前 1 項に定める利用料金について、介護保険給付費体系の変更や、経済状況の著しい変化等により、利用料金を変更できるものとします。
- 2 当施設は、前 1 項に定めた利用料金の変更を行う場合、変更を行う日の 1 ヶ月前までに利用者及び身元引受人（連帯保証人）に説明するものとします。

(契約解除に伴う援助)

- 第7条 本約款に基づく契約が解除となり、利用者が退所する場合には前条の場合を除いて、利用者の希望により、当施設は利用者の心身状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な以下の援助を行うものとします。
- (1) 適切な病院もしくは診療所または介護保険施設の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他健康医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

(記 録)

第8条 当施設は、利用者の施設介護サービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、2年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人（連帯保証人）その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。但し、複写に係る経費について、施設は利用者に対して実費相当額を請求出来るものとします。

（身体の拘束等）

第9条 当施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

2 当施設は、緊急やむを得ない理由により、身体拘束その他利用者の行動を制限する場合には、施設管理者が判断し、又、その状態及び時間やその際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。同時に利用者若しくは身元引受人（連帯保証人）に同意を得ます。

（個人情報について）

第10条 当施設とその職員は、個人情報については、「別紙 3」須坂やすらぎの園個人情報保護方針と個人情報の利用目的に基づいて対応します。

（緊急時の対応）

第11条 当施設は、利用者に対して医師の医学的判断により、専門医療機関への受診が必要と認める場合、身元引受人（連帯保証人）の同意を得た上で、協力医療機関や協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は利用者に対し、当施設における介護サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介します。

3 当施設は非常災害等の緊急時に速やかに対応できるよう、非常災害対策計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4 当施設は、利用者の心身の状態が急変する等、緊急の事態が生じた場合、利用者及び身元引受人（連帯保証人）が指定した者に対して、緊急に連絡します。

（居室の明け渡し）

第12条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、第3条により本約款に基づく契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。

2 利用者が、故意または重大な過失により、施設、設備を滅失、破損等をしてあ

る場合には、自己の費用により現状に修復するか、または、相当の代価を支払うものとしします。

(要望又は苦情等の申し出)

第13条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当施設が提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当相談員に申し出ることができ、又は備え付けの用紙や管理者宛ての文書で、玄関入り口に設置する「ご意見箱」に投函して申し出る事ができます。また、市町村（保険者：須坂市役所 高齢者福祉課 026-248-9020 小布施町役場 高齢者福祉係 026-214-9108 高山村保健福祉総合センター 026-242-1200）や長野県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情窓口 026-238-1580）へも申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 施設介護サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、その過失割合に応じ、利用者に対して損害を賠償するものとしします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、その過失割合に応じ、連帯し、当施設に対して、その損害を賠償するものとしします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人（連帯保証人）と当施設が誠意をもって協議して定めることとしします。

〔重要事項説明書〕

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」

介護予防認知症対応型共同生活介護「日滝の家」について

【介護保険証の確認】

ご利用申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の概要】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、介護サービス計画に基づき、長期に渡りご利用いただける認知症介護専門施設です。日常生活上のお世話等を行い、利用者の生活の質の向上や利用者の身元引受人（連帯保証人）の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・身元引受人（連帯保証人）の希望を十分に取り入れ、併せて計画の内容については同意を戴くようになります。

- 生活サービス
明るく家庭的な雰囲気のもとで、潤いのある生活をしていただけるよう、常に利用者の立場になって運営しています。
- 食 事
朝食は 7 時 30 分～8 時 30 分頃、昼食は 11 時 45 分～12 時 45 分頃、夕食は 18 時 00 分～19 時 00 分頃。原則的に食堂（多目的ホール）で、お食事をとっていただきます。
- 入 浴
利用者の希望に応じて、随時実施します。
- 介 護
ご希望や状態に応じて、着替え介助や排泄介助、食事介助、入浴介助、移動介助、体位交換、シーツ交換など施設生活に適切な介護サービスを提供します。
- 居 室 9 部屋（全室個室）

【他機関・施設との連携】

- 協力医療機関への受診
当施設では、協力病院や診療所、もしくは歯科診療所に協力を頂いていますので、利用者が急変した場合は、速やかに対応をお願いするようにしています。
- 他施設の紹介
当施設での対応が困難な状態や、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の施設・機関を紹介しますので、ご安心ください。

- 緊急時の連絡先
緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
- 相談、苦情
利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当施設が提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当相談員に申し出ることができ、又は市町村（保険者：須坂市役所 高齢者福祉課 026-248-9020 小布施町役場 高齢者福祉係 026-214-9108 高山村保健福祉総合センター 026-242-1200）や長野県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情窓口 026-238-1580）へも申し出ることができます。
当施設には支援相談の専門員として相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。また、要望や苦情なども、相談員等にお寄せ戴ければ速やかに対応致します。その他、玄関入り口に備えつけの「ご意見箱」をご利用ください。
（担当相談員：岡木 悠香 電話 026-214-5571）
- 第三者評価の受審状況について
2年に1回外部評価を受審している。評価結果は、「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」で開示しています。
受審年月日 令和7年1月5日
評価機関名 コスモプランニング有限会社
- 事故対応
利用者事故が生じた際には、速やかに受診対応等適切な処置を図ると共に、身元引受人（連帯保証人）が指定した緊急連絡先に連絡をします。
また、事故原因を究明し、事故防止策を講じて再発防止に努めております。
- 看取り（ターミナルケア）について
当施設では、入所時に看取りについての指針を利用者及び身元引受人（連帯保証人）へ説明するとともに、終末期においては、関係職種、並びに利用者、身元引受人（連帯保証人）との連携を密に取って、利用者とその家族が最良の形で“その時”を迎えられるように努めます。

※以上の内容については、今後改定されることがあります。

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」 介護予防認知症対応型共同生活介護「日滝の家」のご利用案内

1. 施設の概要

(1) 施設運営法人

- 法人名 社会福祉法人 睦会（むつみかい）
- 法人所在地 長野県長野市篠ノ井大字杵淵 213-4
- 電話番号 026-293-2600
- 代表者 理事長 大島 順道
- 設立年月日 昭和 52 年 9 月 28 日

(2) 施設の名称等

- 施設名 認知症対応型共同生活介護「日滝の家」
- 施設種別 認知症対応型共同生活介護
- 開設年月日 平成 13 年 1 月 5 日
- 所在地 長野県須坂市大字日滝字寺窪 2923-1
- 電話番号 026-214-5571
- FAX 番号 026-214-5572
- 管理者 在宅事業部長 田尻 一恵
- 指定番号 須坂市指定 2090700044

(3) 施設の目的と運営方針、運営理念

【目的】

当施設は、家庭的な雰囲気の中で、介護、入浴、レクリエーション、その他必要な日常生活上のお世話などの施設介護サービスを提供することで、利用者の能力に応じた潤いのある日常生活を営むことができるよう職員が一丸になって支援します。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【運営方針】

当施設は、日常生活において常時介護を必要とする介護予防認知症要介護認定者に対し、家庭的な雰囲気の中で、その心身の健康保持及び楽しく生きがいのある生活を送る為の援助を提供し、常に利用者の自主性を尊重し、在宅復帰を目指す。併設する特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）やショートステイ（短期入所生活介護）、老人保健施設（介護老人保健施設）、デイケアセンター（通所リハビリテーション）、地域包括支援センター、デイサービスセンター（通所介護）等とは 常時、緊

密な連携がとれ、総合的な老人福祉、保健対策の基幹施設として運営を行っています。

【運営理念】

「利用者主体」、「人権尊重」、「自立支援」を基本理念とし、ご利用者、ご家族が“やすらぎ”を感じる事が出来るようなサービスを目指します。福祉施設と地域が相互に助け合う関係の構築に努力し、“地域とともに歩む”を基本理念に、実践に邁進します。ご利用者のニーズに迅速に対応し、より質の高い適切なサービスの提供を目指します。

(4) 施設の設備

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

- 居室 9 室
- リビングダイニングキッチン 1 室
- 浴室 1 室
- 洗面脱衣室 1 室
- トイレ 2 箇所
- 玄関 1 箇所
- サービスステーション 1 室

※ 上記の居室及び、設備等は、厚生省が定める基準を超える面積を確保しています。

※ 居室の変更について、利用者から申し出があった場合は、その時の居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。一方、利用者の心身の状況により居室を変更する際は、利用者及び身元引受人と協議のうえ決定します。

(5) 施設の職員体制

単位：人

職 名	常 勤	非 常 勤
所長（統括施設長）	1（兼務）	—
管理者	1（兼務）	—
計画作成担当者	1（兼務）	—
看護職員		1（兼務）
介護職員	5 以上	
管理宿直者		1

※常時、日中は 2～4 名、夜間は夜勤者 1 名、管理宿直者 1 名で対応。

(6) 定 員 9 人

(7) 居室 9 部屋（全室個室）

2. サービス内容

(1) 施設介護サービス計画の立案と実施

(2) 食事

- 当施設では、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、栄養士が立てた献立に基づき、調理した食事を利用者と職員と一緒に盛り付け、食事を摂っていただきます。
- 利用者の自立支援の為、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

(3) 入浴

- 利用者の希望に応じて、随時実施します。

(4) 排泄

- 排泄の自立を促す為、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(5) 健康管理

- 医師や看護師が健康管理を行います。
- 看取りについては、状況に応じてご家族と相談の上、対応します。

(6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

- 利用者の心身状況に合わせて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又は減退を防ぐ為、日常生活を通じての生活リハビリを行います。

(7) 介護（退所時の支援もを行います）

(8) 相談援助サービス

(9) 利用者が選定する特別な食事の提供

(10) 理容サービス

(11) 行政手続相談

(12) その他の支援

- 利用者が個々の状況に応じて、安定した潤いのある生活を送る為に必要な援助を行います。

※ これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金を戴くものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金（介護保険負担割合 1 割）

① 介護保険サービス利用料金（1 日あたり）

要介護度	サービス利用料金	サービス利用料自己負担額
要支援 2	7,610 円	761 円
要介護 1	7,650 円	765 円
要介護 2	8,010 円	801 円
要介護 3	8,240 円	824 円
要介護 4	8,410 円	841 円

要介護 5	8,590 円	859 円
-------	---------	-------

- ※ 上記料金に、「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：日額 22 円、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：日額 18 円」、「夜間支援体制加算（Ⅰ）：日額 50 円」が加算されます。
- ※ 「看取り加算」は 対象者のみに加えて算定します。
- ※ 「初期加算」日額 30 円、入居後 30 日間においては、上記料金に別途加算されます。
- ※ 「若年性認知症利用者受入加算」日額 120 円、65 歳誕生日の前々日まで加算されます。（該当者）
- ※ 「退居時相談援助加算」400 円、退居の際、在宅に戻られた場合に限り、別途加算されます。
- ※ 「退居時情報提供加算」250 円、ご利用者等の同意を得た上で、医療機関に対して、ご利用者の情報を提供した場合に、別途加算されます
- ※ 栄養管理体制加算 月額 30 円
- ※ 科学的介護推進体制加算 月額 40 円
- ※ 「生活機能向上連携加算（Ⅰ）月額 100 円、生活機能向上連携加算（Ⅱ）月額 200 円」 対象者のみに加えて算定します。
- ※ 「新興感染症等施設療養費加算」日額 240 円、ご利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、ご利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1 月に 1 回、連続 5 日を限度として算定します。
- ※ 上記利用料金は介護保険負担割合 1 割対象者です。それ以外の方は介護保険負担割合に応じた額になります。
- ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)介護保険適用利用料に 18.6%上乗せされます。

② 食材費負担額

1 日あたり 朝食：365 円、昼食：640 円、夕食：636 円

(おやつ・出前・行事食等含む)

③ 利用者が希望した特別な食品等、実費負担

④ 理美容代 2,500 円

※理美容店での理髪にかかる実費をご負担頂きます。

⑤ おむつ代

ご本人又はご家族に持ち込んでいただくのが基本ですが、施設で用意した場合、下記の金額をご負担いただきます。(1 枚あたり)

リハビリパンツ：190 円 フラットタイプパット：70 円

尿取りパット：40 円 紙おむつテープタイプ：160 円

⑥ 電気器具使用料 1 点につき 1 日 10 円

(須坂やすらぎの園「電気製品」持ち込み使用基準による)

- ⑦ 日常生活上必要となる諸費用
日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で本人にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
※衣類の購入、外出援助時の購入物品など。
- ⑧ 家族会費 年会費 3,000 円 下半期 1,500 円
- ⑨ 利用者預貯金等預り金管理料（利用者預り金等取り扱い要綱第 9 条に定める額）
- ⑩ 家賃 1 ヶ月（30 日）65,100 円、日額 2,170 円（月毎の日数に応じる）を、ご負担いただきます。

(2) 利用料金の支払い方法

毎月 10 日までに、前月利用料金合計額の請求書兼明細を指定の送付先に発行します。お支払いは指定の口座からの引き落としとなります。毎月 27 日が引き落とし日になりますので、それまでに口座への入金をお願い致します。尚、残高不足等で引き落としができなかった場合は、現金か指定の口座への振り込みとなります。（再引き落としは行いません）

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力頂いております。

- (1) 協力医療機関 名 称 長野県立信州医療センター
住 所 須坂市大字須坂 1332
- (2) 協力歯科医療機関 名 称 須高歯科医師会

5. 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災通報装置設置等
- (2) 防災訓練 地域合同総合防災訓練（年 1 回）、各種防災訓練（毎月 1 回）
- (3) 通報訓練（毎日 1 回）
- (4) 非常用自家発電設備

6. 禁止事項

当施設では、多くの利用者に安心して施設生活を送って戴くために、利用者の「営利行為や宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止します。

その他、利用約款第 4 条第 1 項第 4 号に該当するような行為。

7. その他

当施設についての詳細は「施設パンフレット」または「持ち物案内」を用意してありますのでご覧下さい。

※上記内容については、今後改定されることがあります。

平成 13 年 1 月制定
平成 15 年 4 月 1 日利用料改正
平成 17 年 10 月 1 日食費改正
平成 18 年 4 月 1 日利用料改正
平成 20 年 4 月 1 日計画作成担当者改正
平成 21 年 4 月 1 日利用料改正
平成 21 年 7 月 1 日利用料改正
平成 22 年 3 月 1 日利用料改正
平成 24 年 4 月 1 日制度改正に伴い改正
平成 26 年 4 月 1 日利用料及び計画作成担当者改正
平成 27 年 4 月 1 日利用料改正
平成 27 年 8 月 1 日利用料改正
平成 27 年 10 月 1 日計画作成担当者改正
平成 27 年 11 月 1 日介護報酬加算の追加
平成 28 年 1 月 1 日介護報酬加算の追加
平成 28 年 4 月 1 日利用料金家賃改正
平成 29 年 4 月 1 日利用料改正
平成 30 年 4 月 1 日介護報酬加算の追加
平成 30 年 12 月 1 日利用料改正
令和元年 10 月 1 日利用料改正
令和元年 10 月 29 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 10 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日利用料及び計画作成担当者改正
令和 3 年 11 月 17 日施設の職員体制追加
令和 4 年 10 月 1 日利用料改正
令和 5 年 4 月 1 日利用料改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 8 月 1 日利用料改正

須坂やすらぎの園個人情報保護方針

はじめに

須坂やすらぎの園（以下、「当施設」と言います。）は、当施設のサービス提供にあたり、ご利用者の生活を直接的あるいは間接的に支援させていただくという特性上、ご利用者からプライバシーに関わる個人情報をご提供いただくことがあります。

ご提供いただいた個人情報は、ご利用者の尊厳に関わる重要な情報であり、万一流出してしまえばご利用者に多大な不利益を与えかねず、また当施設のみならず福祉業界全体に対する社会からの信頼を著しく損ないかねません。

このことから、当施設は、ご利用者が安心して当施設サービスを利用できるよう個人情報を保護するとともに、老人福祉事業に従事する一員として業界全体の信頼感構築に寄与するため、以下のとおり個人情報保護方針を定め、実施いたします。

1. 基本方針

当施設は、ご利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、ご利用者の個人情報の保護を図ります。

2. 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を言います。

「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報だけでなく、個人の身体、病歴、健康状態、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報を含みます。

但し、死亡した個人に関する情報であっても、生存する個人の情報と同等の安全管理に努めます。

3. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、ご利用者の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

4. 安全性確保の実践

- (1) 当施設は、個人情報保護の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

個人情報の利用目的

須坂やすらぎの園（以下、「当施設」と言います。）は、「須坂やすらぎの園個人情報保護方針」に基づき、ご利用者の個人情報を収集、利用、提供するにあたっては、下記のとおり利用目的を特定し、目的達成のために必要な最小限の情報のみを収集するとともに、その範囲を超えて利用することはありません。

1. ご利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 当施設内部での利用目的

- ① 当施設がご利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの提供に係る当施設管理運営業務のうち次のもの
 - 入退所等の管理
 - 会計、経理
 - 介護事故、緊急時等の報告
 - 当該ご利用者に対する介護サービスの向上

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設がご利用者に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - その他の業務委託
 - ご利用者の通院、入退院等に係る医療機関との連携、照会への回答
 - ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち次のもの
 - 審査支払機関へのレセプトの提出 ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届け出等
- ④ 須坂やすらぎの園家族会が行う事業等に必要な情報提供

2. 上記以外の利用目的

(1) 当施設内部での利用目的

- ① 当施設管理運営業務のうち次のもの
 - 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習、ボランティア活動に対する協力
 - 当施設において行われる事例研究等

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関、評価機関等への情報提供

平成 19 年 4 月 1 日
総合福祉施設 須坂やすらぎの園
理事長 大島 順道



総合福祉施設「須坂やすらぎの園」

介護予防認知症対応型共同生活介護「日滝の家」利用同意書

社会福祉法人 睦会
 総合福祉施設 須坂やすらぎの園
 理事長 大島 順道 殿

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」の介護予防認知症対応型共同生活介護「日滝の家」を利用するにあたり、介護予防認知症対応型共同生活介護「日滝の家」利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解したので同意します。

年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

印

【身元引受人（連帯保証人）】

住 所

氏 名

印

電話番号

(続柄 勤務先)

勤務先電話番号)

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

住 所	
氏 名	(続柄)
電話番号	携帯電話

【本約款第11条の緊急時の連絡先】

住 所	
氏 名	(続柄)
電話番号	携帯電話